

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に黒須邦昭農業委員、藤波貢農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、中山主任を任命した。

4 議 事

議案第20号

農地法第4条の許可申請について

議 長 議案第20号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、所在は須ヶ谷一丁目、地目は登記、現況とも畑2筆である。形態は転用、用途は自己用住宅と道路後退用地、施設は木造平屋建である。建物があるので開発許可が必要。農振農用地の当初除外がなされている。農地区分は第1種農地であり、

住宅のため不許可の例外にあたる。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 申請番号1について、上平地区の平野農業委員が報告した。8月24日(火)、担当委員4名で現地確認を行った。現地は草刈りされて管理されており、隣接する農地へも影響がないと判断される。理由書を朗読した。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第20号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第21号

農地法第5条の許可申請について

議 長
事 務 局

議案第21号について事務局に説明を求めた

議案書を朗読した。申請番号1、地区は大石地区、権利は賃借権である。所在は大字畔吉字堀口、登記地目では田4筆、畑4筆、現況地目は畑の合計8筆となっている。形態は転用で用途は駐車場、施設は砂利敷となっており、開発許可は不要である。農振地域であるが、全体見直しにより除外になっている。農地区分は第2種農地である。

本件は違反地の是正に伴う転用で、今までの経緯を説明すると、受人である法人が1972年頃から車両置き場として借り受けて使用していたが、現地の造成に関しては、それ以前に借りていた倉庫会社が駐車場として整備していた。

現在の借受者が2018年に関連法規の適合調査を実施したところ、農地転用の許可を受けていないことが判明した。今後も利用を継続したい意向があるため、今回の申請に至った。営業を継続しながら是正をするため、工事を2期に分けて実施する計画である。1期工事として南側の舗装を剥がして農地に戻し、転用許可後に舗装工事を行って駐車場を整備して北側の車両を移動する。2期工事で北側を農地に戻し、転用後に駐車場を整備して車両を移動する計画である。

今回の違反転用の是正に際して県及び農業会議と調整し、現在の事業者の違反ではないことから、善意の第三者という扱いで、問題ないとの回答を得ている。

- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 大石地区担当の藤波農業委員が報告した。8月25日に担当委員5名で現地調査を行った。地図で現地を説明し、理由書を朗読した。
- 議 長 本件について意見を求めた。
新木農業委員 是正に際して車両を大字上野に一時駐車する計画であるが、その場所はリハビリセンターのどちら側に位置するのか。
- 事 務 局 リハビリセンターの東側に当たる場所である。
議 長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第21号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第22号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

- 議 長 議案第22号について事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1から3は事由発生者が同一人である。申請番号1、地区は上尾地区、所在は本町五丁目、地目は登記、現況ともに畑の3筆である。面積についてはいずれも「一部」と加筆をお願いしたい。事由は事由発生者の死亡、続柄は親子、従事日数は事由発生者が250日となっている。
- 申請番号2、地区は上尾地区、所在は本町六丁目、地目は登記、現況ともに畑の1筆で、事由は事由発生者の死亡、続柄は親子、従事日数は事由発生者が250日となっている。
- 申請番号3、地区は上尾地区、所在は本町六丁目、地目は登記、現況ともに畑の1筆で、事由は事由発生者の死亡、続柄は親子、従事日数は事由発生者が250日となっている。

(報 告) 現地の状況は、申請番号1の1筆目には桐の木や果樹が植えられ、2筆目には露地野菜が栽培されている。3筆目には農地の一部に倉庫があり、内部を確認したところトラクター、軽自動車格納され、農業用倉庫としての利用の確認が取れている。申請番号2は、作付けはされていないが、現地は保安全管理されている。申請番号3は果樹などが植えられ、農地として管理されている。

議 長 本件について意見を求めた。
秋池農業委員 地図で見ると、本町六丁目にある二つの筆の間が細く残っているが、どういうことか。
事 務 局 2筆のうち1筆は接道があるが、1筆には接道がない状態であり、その間にある農地も生産緑地となっている。この生産緑地については継続することを担当課に確認している。代理人からは、無接道の生産緑地が解除されても、すぐに売ることが難しいことを承知の上で、買い取り申出をしていることを確認している。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第22号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第23号 上尾市農業施策等に関する意見の提出について

議 長 事務局に説明を求めた。
事 務 局 意見書(案)を読み上げた。委員の意見を反映させた案となっており、承認後、9月中に市長に提出する予定となっている。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第22号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第5号 専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

(3) 農地法第5条の届出の取下げについて

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時00分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和3年8月26日

議 長

署名委員

署名委員